

入間東部地区衛生組合同規約の一部を変更する規約の要旨

入間東部地区衛生組合が解散した場合に、その事務及び財産を入間東部地区消防組合に承継させるために規約の附則に規定するもの。

1 事務

- ・し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理に関する事務
- ・火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務

2 財産

- ・環境クリーンセンター
- ・入間東部広域斎場しののめの里

3 施行日

埼玉県知事の許可のあった日から。

入間東部地区衛生組合同規約新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>(<u>事務及び財産の承継</u>)</p> <p>2 <u>組合が解散した場合においては、その事務及び財産を入間東部地区消防組合に承継させるものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。</p>